

# 令和3年度経済産業省調達改善計画

令和3年3月31日  
経済産業省

本計画は、「調達改善の取組の推進について」（平成25年4月5日行政改革推進本部決定）及び「調達改善の強化について（調達改善の取組指針の策定）」（平成27年1月26日行政改革推進会議とりまとめ、以下「調達改善の取組指針」という。）を踏まえ、経済産業省（以下「当省」という。）において、調達改善のための取組を推進するために策定するものである。

令和3年度における当省の計画内容は、以下のとおりとする。

## 1. 調達改善の目的と視点

調達改善の取組の目的は、調達価格を低減し支出を削減するだけでなく、調達に係る事務コストを含めた調達コスト全体を低減しつつ、調達する財・サービスの質の向上を包括的に達成することである。すなわち、“より良いものを、より安く、より簡単に、そして適時、適切に”調達できる仕組みが必要となる。これらの目的を達成するために、当省においては、以下の視点から、調達改善の取組を進めることとする。

### ① 調達コストの改善

調達価格だけでなく、調達に係る事務コストも含めた調達コスト全体の改善を図る。調達する数量や仕様、タイミング等が必要最小限又は適正なものか等を精査するとともに、入札・契約・支払等の事務コストが過大になっていないか、形式的な競争入札の実施など手続の透明性を追求することによりかえって調達コストの増大に繋がっていないか等の検討を行うことも必要である。

### ② 調達する財・サービスの質の改善

一時的な調達コストの最小化を目指すあまり、調達する財・サービスや行政が提供する公共サービスの質が犠牲とならないよう、調達対象の質を確保・向上する取組も重要である。例えば、発注者が必要とする財・サービスのレベルを的確に提示するとともに、受注者の創意工夫を最大限活用する観点から、調達の手法、仕様等の見直しの検討を行うことが必要である。

### ③ 調達における公平性・透明性の確保

行政が提供する公共サービスにおいて、調達段階における受注者をはじめとした外部に対する調達プロセスの公平性・透明性を確保することによって、行政サービスの調達における安心・信頼を確保することが重要。「調達等の在り方に関する検討会」を通して策定した新たな調達ルールに沿った公平性・透明性を確保した上での調達を行うことが必要である。

## 2. 計画に盛り込む分野の基本的な考え方

本計画の策定に当たっては、調達の実況分析及び調達改善の取組指針等を踏まえ、継続的・優先的に調達改善に取り組むべき分野を選定し、そのうち、調達改善の取組指針において新規性・創意工夫のある効果的な取組とされているものや既存の取組の中でも更に一步進めて改善する取組を「重点的な取組」（別紙1）として位置づけることとする。

また、内閣官房行政改革推進本部事務局による「令和3年度調達改善計画の策定要領」に基づき、

- ① 調達改善に向けた審査・管理の充実
- ② 地方支分局等における取組の推進
- ③ 電力調達、ガス調達の改善

に係る取組を令和3年度各府省庁が共通して実施する「共通的な取組」（別紙1）として位置づける。

その他、「重点的な取組」や「共通的な取組」以外に、当省として取り組んでいる調達改善の取組については、別紙2で記載する。

## 3. 調達の現況分析及び調達改善の取組指針の内容

### （1）競争性に関する分析

当省が締結した契約案件を契約方式別に分類した令和元年度の結果は次表のとおり。件数・金額ともに競争性のない随意契約は増加している。件数・金額の増加の背景としては、政策上の必要性から令和元年度から実施するべき案件等が増えたことなどが一因と考えられる。また、年度後半には、新型コロナウイルス感染症の影響から、早急に対処するべき案件等が増えたことなども件数や金額が増加した原因にもなっている。

表1※1 令和元年度経済産業省における調達の契約種別 (単位：件、億円)

契約方式	元年度	30年度	元年度	30年度	元年度	30年度	元年度	30年度	
	契約件数	契約件数	割合	割合	契約金額	契約金額	割合	割合	
競争性のある契約	競争契約※2	1,066	1,075	54.2%	50.5%	519	541	23.5%	28.7%
	企画競争による随意契約	325	511	16.5%	24.0%	514	577	23.2%	30.6%
	公募による随意契約	153	161	7.8%	7.6%	336	334	15.2%	17.7%
	不落・不調による随意契約	32	28	1.6%	1.3%	290	100	13.1%	5.3%
	小計	1,576	1,775	80.2%	83.3%	1,659	1,551	75.0%	82.3%
競争性のない随意契約	389	355	19.8%	16.7%	554	334	25.0%	17.7%	
合計	1,965	2,130	100%	100%	2,213	1,886	100%	100%	

※1 金額及び比率については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

※2 競争契約とは、一般競争契約及び指名競争契約をいう、以下表2及び表3について同じ。

また、令和元年度の一者応札となった比率は以下のとおり。一者応札比率自体は、目標値（※）（件数ベースで 31.8%）より高い水準（36.1%）となっており改善する必要があった。そのため、必要な調達改善への取組を実施した結果、令和 2 年度上半期の速報値では、一者応札比率が 28.8%となっており、一者応札の割合が減少した。これは、調達において契約前後における自己チェックプロセスなどによる一者応札を未然に防ぐための取組に起因するものと考えられる。引き続き、一者応札回避に向けた調達改善に一層取り組む。

※「調達改善の取組の推進について」（平成 23 年 12 月 27 日内閣府公共サービス改革担当事務局）における一者応札の改善に関する取組内容において、平成 23 年度の一者応札数値比（41.8%）から 10%削減を目標としている。

表 2 ※1 令和元年度経済産業省における調達の状況 (単位：件、億円)

	1者				2者以上				合計			
	元年度	30年度	元年度	30年度								
	契約件数	契約件数	契約金額	契約金額	契約件数	契約件数	契約金額	契約金額	契約件数	契約件数	契約金額	契約金額
競争契約	385	307	338	193	681	768	181	348	1,066	1,075	519	541
割合	36.1%	28.6%	65.2%	35.7%	63.9%	72.0%	34.8%	64.3%	100%	101%	100%	100%
企画競争による随意契約	111	117	351	404	214	394	163	172	325	511	514	577
割合	34.2%	22.9%	68.3%	70.0%	65.8%	77.1%	31.7%	29.8%	100%	100%	100%	100%
公募による随意契約※2	56	65	75	77	-	-	-	-	56	65	75	77
割合	100%	100%	100%	100%	-	-	-	-	100%	100%	100%	100%

※1 金額及び比率については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

※2 表 2 の「公募による随意契約」欄には、タクシーチケット供給業務など複数者との契約を前提としているものについては除外している。

## (2) 庁費の調達等に関する分析

表3 ※1※2 令和元年度経済産業省における庁費による調達経費の内訳

(単位：件、億円)

		本省				地方支分部局等				府省庁全体			
		契約件数	うち一者	契約金額	うち一者	契約件数	うち一者	契約金額	うち一者	契約件数	うち一者	契約金額	うち一者
公共工事等	公共工事 (A)	5	4	1.0	0.9	4	2	0	0	9	6	1.3	1.2
	割合 (A/J)	0.8%	1.2%	0.1%	0.2%	2.1%	0%	3.7%	0%	1.1%	1.5%	0.2%	0.3%
	公共工事に係る調査及び設計業務等 (B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	割合 (B/J)	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
	小計	5	4	1.0	0.9	4	2	0	0	9	6	1.3	1.2
物品役務等	情報システム (D)	84	76	237	233	0	0	0.00	0.0	84	76	237	233
	割合 (D/J)	13.7%	23.2%	30.6%	52.6%	0%	0%	0%	0%	10%	18.8%	30.2%	52.0%
	電力 (E)	1	0	1.8	0.0	1	0	0.08	0	2	0	1.9	0.0
	割合 (E/J)	0.2%	0.0%	0.2%	0.0%	0.5%	0%	0.8%	0%	0%	0.0%	0.2%	0%
	ガス (F)	2	2	0.5	0.5	1	0	0.03	0	3	2	0.49	0.46
	割合 (F/J)	0.3%	0.6%	0.1%	0.1%	0.5%	0%	0.3%	0%	0.4%	0.5%	0.1%	0.1%
	調査研究 (G)	85	45	45	32	45	17	2.5	1.1	130	62	48	33
	割合 (G/J)	13.9%	13.8%	5.8%	7.3%	23.1%	21.8%	25.5%	23.6%	16.1%	15.3%	6.1%	7.5%
	競争的資金による研究 (H)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	割合 (H/J)	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
その他	435	200	490	176	144	59	6.9	3.2	579	259	497.0	179.7	
割合 (I/J)	71.1%	61.2%	63.2%	39.8%	73.8%	75.6%	69.7%	69.7%	71.7%	64.0%	63.3%	40.1%	
	小計	607	323	775	442	191	76	9	4	798	399	784	446
	合計 (J)	612	327	776	443	195	78	10	5	807	405	786	447

(参考) 旅費の支出額※3： 23.79 億円

※1 金額及び比率については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

※2 一者応札件数には随意契約も含んでいるため、表2と一致していない。

※3 令和元年度決算書より、決算ベースによる支出額で算出。

(出典) 契約金額及び件数に関する統計 (経済産業省) のデータに基づき集計。

また、上記の令和元年度における庁費の事業費別分析の結果から、庁費における調達改善も引き続き重要である。特に、契約金額の多くの割合を占める情報システム関係については、平成30年度より重点的な取組として、CIO補佐官など専門家からの助言を得て事業の仕様を検討するなど、別紙(別紙1)の取組を進めてきており、令和3年度も継続して重点的に取り組む。

また、旅費についても「旅費、謝金・諸手当及び物品管理の各業務・システム最適化計画(平成21年7月1日CIO連絡会議決定)」等において、旅費業務やパック商品の確認・チケット手配等のアウトソーシング等の実施が求められている。加えて「旅費業務の効率化に向けた改善計画(平成28年7月29日旅費・会計等業務効率化推進会議決定)」において、旅費の実務の合理化・標準化、職員の旅費業務に対する意識改革を行うことが掲げられおり、引き続き、重点的な取組とする。

### (3) ベンチャー企業をはじめとした新規事業者からの調達拡大

「未来投資戦略 2018（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）」及び「統合イノベーション戦略（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）」等を踏まえ、先進技術の導入や中小・ベンチャー企業支援（販路拡大・信用力確保等）の観点から、調達における中小・ベンチャー企業の活用を引き続き重点的な取組に位置づける。

コストや財・サービスの質への影響にも留意しつつ、中小・ベンチャー企業による国の調達への参加機会拡大を図るなど、必要な取組を進める。

## 4. 調達改善計画の推進体制

### (1) 推進体制の整備

- ① 経済産業省調達改善推進チーム（以下「推進チーム」という。）は、調達改善計画の策定を行う。推進チームは、以下のメンバーで構成する。
  - 統括責任者：大臣官房長
  - 統括責任者代行：大臣官房政策立案総括審議官
  - 副統括責任者：大臣官房会計課長、大臣官房政策評価広報課長
  - メンバー：各局等総務課長
- ② 計画の推進にあたっては、大臣官房会計課及び大臣官房政策評価広報課（以下、「推進グループ」という。）がその実務を担う。
- ③ 推進グループは、計画の取組状況等について、随時、確認を行う。なお、計画の見直しの必要が生じた場合等については、計画を改定し、その内容を公表する。

### (2) 外部有識者の活用

推進グループは、調達改善計画の策定及び自己評価の実施等の際には、問題点の抽出、改善策の助言等の観点から、原則として事前に、契約等評価監視委員会等の外部有識者の意見を求めることとする。

### (3) 会計内部監査の活用

各組織等における調達改善計画に基づく取組状況については、毎年、大臣官房会計課で実施している会計内部監査も活用しつつ、確認を行うこととする。

## 5. 調達改善計画の自己評価の実施・公表

推進グループは、上半期終了後及び年度終了後、速やかに、調達改善計画の実施状況について自己評価を実施し、その結果を公表する。自己評価の結果は、その後の調達改善計画の実施や策定に反映させる。

その他、調達改善計画に関する取組状況等については、当省ホームページで公表する。

## 6. その他

他府省庁における成功事例を導入するよう努めるとともに、当省で得られた調達改善のノウハウ等については、積極的に、内閣官房行政改革推進本部事務局を通じて各府省庁への共有を図る。

### (留意事項)

本計画の実施に当たっては、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」(昭和41年6月30日法律第97号)、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(平成12年5月31日法律第100号)、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」(平成24年6月27日法律第50号)等の諸施策との整合性にも留意する。

## 7. 取組内容

上記を踏まえた取組内容は別紙(別紙1、2)のとおりとする。

重点的な取組、共通的な取組

令和3年度調達改善計画								
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度	取組の開始年度	取組の目標	
							(原則、定量的に記載)	目標達成予定時期
○		一者応札改善のための取組	<p>○①入札前の自己チェック(前年度一者応札)、②契約前の自己チェック(一者応札、高落札率)、③事後の第三者チェック(一者応札、高落札率、同一者連続)を主な内容とした「一般競争入札における一者応札問題の改善策について」について引き続き徹底する。</p> <p>○新規事業も含んだ一者応札を未然に防ぐための新たな取組を検討する。</p>	一者応札を改善する意義、これまでの取組を分析した結果、本取組を通じた改善が調達改善において重要であるため。	A+	H24	一者応札比率を改善し、契約の効率化に努める。	継続的に取り組む
○		公募(入札可能性調査)の実施及び調達価格の妥当性評価の推進	<p>○公募(入札可能性調査)の要件について複数の条件により実施可能な事業者が限定される場合も対象に、公募(入札可能性調査)を引き続き実施する。</p> <p>○競争性のない随意契約(緊急随契等を除く。)及び公募(入札可能性調査)を経て特定の者と締結された随意契約について、i)調達価格の妥当性評価に関するセルフチェックリストの作成、ii)外部アドバイザーによる評価(一定金額以上のもの)、iii)価格検証結果及びベストプラクティス等の組織的な共有等を実施する取組について、引き続き実施。</p>	一者応札改善のためには事実上競争が働いていないと考えられる入札案件については随意契約へ移行し、価格の妥当性評価を実施する取組を実施する必要があるため	A+	H25	競争性のない随意契約及び公募(入札可能性調査)を実施する案件については、調達価格の妥当性評価を適切に実施する。	継続的に取り組む
○		調達に関する公平性・透明性確保のための取組	<p>○一定規模以上の事業の調達については、「調達等の在り方に関する検討会」を通して策定した新たな調達ルールに沿った公平性・透明性を確保したうえで調達を行うこと。</p>	一定規模以上の事業に対する公平性・透明性の確保が重要であるため。	A+	R2	一定規模以上の事業に対する公平性・透明性の確保を適切に実施する。	継続的に取り組む
○		情報システム調達の改善	<p>○情報システム調達については、事業内容に応じた適切な契約方法等を検討する。</p> <p>○予定価格が80万SDR以上となる情報システム調達は、CIO補佐官から仕様など調達に関して助言を得て行う。必要に応じて、外部専門家を含む技術審査委員会や民間の調達支援業者等を活用するなど、引き続き、情報システムに係る民間ノウハウ・知見を調達に反映させる。これらにより、経費の削減や費用対効果の向上を図る。</p> <p>○ソフトウェアの改修を特定の事業者に依頼することが想定される場合、ソフトウェアの開発及び改修に係る規模等の情報を毎回入手し、蓄積する。その上で、ソフトウェアの改修を依頼する際、事業者から改修の規模の見積りを提出させ、蓄積した情報等を参考にしつつ、当該作業に係る金額の妥当性を確認する。</p> <p>○高度な技術力が求められる情報システム調達総合評価落札方式における「価格点:技術点」の比率を「1:3」とするなど、事業者の技術をより重視した評価を実施する。</p>	庁費の契約金額の多くの割合を占める情報システムについて、重点的に取り組むため。	A+	H24	情報システム調達の一者応札の防止、契約金額、手続きの合理化、効率化。	継続的に取り組む
○		出張旅費・業務の効率化	<p>○当省(地方支分部局除く。)では、旅費関係業務において、旅費システム入力等業務及びチケット等手配業務を旅行代理店等の民間へ委託している。これらを活用するなどして、出張旅費・業務の効率化に資する以下の取組を実施する。</p> <p>i)旅費の支給期間(出張から支払までの所要期間)の短縮</p> <p>○旅費システム入力等業務のアウトソーシングによる事務の効率化の環境を引き続き整えるとともに、速やかな旅費の請求・支払手続を省内に徹底する等の取組を実施する。(目標:支給期間30日以内)</p> <p>ii)代理店の利用及び出張パック商品の活用</p> <p>○チケット等手配業務については、当省向けに航空券や宿泊施設、出張パック商品等の更なる割引を行う旅行代理店と契約しており、業務及び旅費の効率化を図っている。部局ごとの旅行代理店利用率・パック利用率を省内に周知する「見える化」を実施するなど、旅行代理店の利用を徹底する。</p>	金額的な重要性(27億円程度)、旅費の実務の合理化・標準化、職員の旅費業務に対する意識改革を行うことが、旅費業務の改善の上で重要であるため。	A+	H24	出張後、30日以内の旅費の支払を実施。	継続的に取り組む

○	ベンチャー企業をはじめとした新規事業者からの調達拡大	○調達コストや財・サービスの質の改善に与える影響に留意しつつ、ベンチャー企業をはじめとする新規事業者の入札機会の拡大を図る。	「未来投資戦略2018(平成30年6月15日閣議決定)」において、ベンチャー支援・支援強化がうたわれており、経産省としても政府調達における支援の在り方を検討するため。	A+	H31	ベンチャー企業をはじめとする新規事業者の入札機会を拡大する	継続的に取り組む
○	地方支分部局等における取組の推進	○地方支分部局においても本省同様に、一者応札改善の取組、共同調達の推進、出張旅費・業務の効率化に努める。		A+	H24	地方支分部局等も含めて省全体で調達改善の取組を進める。	継続的に取り組む
○	電力調達、ガス調達の改善	○電力、ガス調達は、複数者の入札となるなど十分な競争環境にあるが、引き続き効率的な電力・ガス調達に努める。 ○経済産業省本省総合庁舎における電力調達において、燃料価格変動分は、「燃料調整費」として、その変動に応じて事後的に精算する契約方法から、当初から、当該変動分も含め競争入札を行うことで、契約額と請求額のかい離が軽減され、予算執行上の予見可能性の向上が高まるとともに、各電力会社の競争が促進される。		A+	H28	本取組により入札に参加しやすい環境を整え、競争性の確保に努める。	継続的に取り組む
		○異なる一般送配電事業者の供給区域にある施設について、1つの契約にまとめた電力調達を実施することで、電力調達におけるコスト削減を図る。 ○競争性の確保、低兼な電力価格の実現等に留意しつつ、調達する電力に占める再生可能エネルギー比率を引き上げる。		A+	R3	本取組により電力調達におけるコスト削減に努める。また、再生可能エネルギー比率30%以上の電力調達を実施する。	継続的に取り組む
○	調達改善に向けた審査・管理の充実	○一者応札の改善について、契約等評価監視委員会で審査を受けた案件については、平成29年度より、セルフチェックリストに、どのような指摘を受けて、どのように改善したかを記載させ、会計課に提出させることとしているところ引き続き実施。		A+	H29	本取組により一般競争入札の競争性の確保に努める。	継続的に取り組む

その他の取組

別紙2

具体的な取組内容	新規 継続 区分
<p>随意契約(少額・不落・不調除くすべて)を行おうとする場合は、大臣官房会計課による事前の承認審査を行うとともに、競争性のない随意契約を行ってきた事業についても、一般競争入札等の競争性のある契約方式に移行できないか検討を行う。</p>	<p>継続</p>
<p>一般競争、随意契約、補助金事業について、当省の契約事務等にかかる外部有識者委員会である契約等評価監視委員会や会計内部監査において事後検証を行う。</p>	<p>継続</p>
<p>年間発注予定表を本省ホームページ等に掲載する。平成28年度から公表頻度の増加(年3回程度)を行っており、令和3年度も継続して実施する。</p>	<p>継続</p>
<p>過去の受託企業の評価等をデータベース化することにより、入札情報について組織内で共有する。</p>	<p>継続</p>
<p>より多くの事業者が競争に参加できるように、できる限り公告時期の前倒しを図るとともに、第4四半期の事業開始を原則として禁止し、適切な事業期間の確保を徹底する取組を継続する。</p>	<p>継続</p>
<p>インターネット取引について、積極的な取り組みを継続する。</p>	<p>継続</p>
<p>本省(外局含む。)において、令和3度も引き続き共同調達を実施する。併せて、調達規模の適正性や費用対効果等に配慮しつつ、実施品目・組織の拡大や共同調達の実施効果を高めるための仕様書等の見直しを検討する。</p>	<p>継続</p>

<p>地方支分部局においては、これまでも共同調達に取り組んできている。(令和2年度上半期49品目、相手官署数(延べ)181官署) 引き続き、調達規模の適正性や費用対効果等に配慮しつつ、実施品目・組織の拡大や共同調達の実施効果を高めるための仕様書等の見直しを検討する。</p>	<p>継続</p>
<p>本省、外局にて共通して使用等する物品等について、令和3年度も引き続き共同調達を実施するとともに、実施品目・組織等の拡大を目指す。  (現行の実施品目:コピー用紙、ガソリン、宅配業務、新聞クリッピング、会議用茶菓、情報提供サービス、タクシー等)</p>	<p>継続</p>
<p>少額の随意契約を行う案件について、当省の調達窓口及び電子調達システム(GEPS)において、仕様等を提示し、提出箱等に自由に見積書を受け付ける調達を継続し、競争性、公平性の確保を図る。</p>	<p>継続</p>
<p>大臣官房会計課による事前の承認審査等により、引き続き、企画競争によることの適切性を審査する。また、原則、利害関係のない外部有識者のみによる審査に基づいて事業者を選定することを、引き続き徹底する。</p>	<p>継続</p>
<p>契約方法の確定契約と概算契約の適切な使い分けを目的として、確定契約の仕様書を予算執行データベースに保存して各担当原課が契約締結にあたってそれを参照とすることで、本来確定契約で締結すべき契約を確定契約として締結する取組を継続。</p>	<p>継続</p>
<p>会計業務・予算執行担当職員のスキルアップのために、以下の取組により、契約手続、予算執行効率化や調達改善等の取組に関する情報の周知や会計検査院からの指摘事項等の徹底等を実施し、人材の育成に努める。 会計関係研修(補助金・委託費・確定検査(基礎)・確定検査(応用))を引き続き実施する。</p>	<p>継続</p>
<p>予算執行上の重要事項等について特に注意が必要な時期に合わせ全職員向けのメールマガジンを配信する。</p>	<p>継続</p>
<p>これまで実施してきた省内会議及び当省で実施する審議会のペーパーレス化や資料の電子配付、タブレット端末の活用等を継続的に進める。</p>	<p>継続</p>